

令和 4年 4月 13日

松山市議会議長

若 江 進 様

議員名 角田 敏郎 印

令和3年度政務活動費収支報告について

松山市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和元年度政務活動費収支報告書を提出します。

## 令和3年度政務活動費収支報告書

議員 角田敏郎

### 1. 収入

政務活動費	1,224,000	円
利息	3	円

### 2. 支出

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費	124,821	調査研究に係るインターネット接続料 外
研修費	52,200	日本会議年会費 外
広報費	462,446	市政報告印刷費・発送費
広聴費	101,492	広聴活動に係るガソリン代 外
要請・陳情活動費	0	
会議費	0	
資料作成費	40,920	コピー機リース料 外
資料購入費	26,180	愛媛新聞購読料 外
人件費	0	
事務所費	40,563	事務所電気料金 外
合 計	848,622	

3. 残 額 375,381 円

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

令和3年度 科目別集計表

科目名				
調査研究費				
日付	内容	支出金額	備考	整理番号
3/31	調査研究に係るインターネット接続料(愛媛CATV)	28,930 円	50%	1
12/21	総務省研修	34,918 円	100%	2
12/26	スクールコミュニティ研究会	60,973 円	100%	3
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合計		124,821 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式4)

## 支 出 伝 票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和 4年 3月 31日	整理番号	1	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	調査研究に係るインターネット接続料 (株式会社愛媛CATV)			
金 額	28,930	円	年間の支出金額の合計を 記入してください。	
特 記 事 項	(ピカラ光ネット利用料 5,720 円一月額利用割引 990 円/1,100 円+ 請求書 110 円) × 0.5 = 2,420 円/2,365 円			
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
4月分	4月 27日	4,840 円	50 %	2,420 円
5月分	5月 27日	4,840 円	50 %	2,420 円
6月分	6月 28日	4,840 円	50 %	2,420 円
7月分	7月 27日	4,840 円	50 %	2,420 円
8月分	8月 27日	4,840 円	50 %	2,420 円
9月分	9月 27日	4,840 円	50 %	2,420 円
10月分	10月 27日	4,840 円	50 %	2,420 円
11月分	11月 29日	4,840 円	50 %	2,420 円
12月分	12月 27日	4,840 円	50 %	2,420 円
1月分	1月 27日	4,840 円	50 %	2,420 円
2月分	2月 28日	4,730 円	50 %	2,365 円
3月分	3月 28日	4,730 円	50 %	2,365 円

(注)継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

791-8042

愛媛県松山市南吉田町1154-14



〒781-0185  
愛媛県松山市春田町1735番地3  
株式会社 STNet

毎度、ピカラサービスをご利用いただきましてありがとうございます。

角田 敏郎 様

( お客様番号 [ ] )

発行番号 202104150191

発行年月日 2021年 5月11日

0511

お知らせ

2019年10月1日より消費税率が10%へ変更されるのに伴い、ピカラサービスも2019年10月1日以降のご利用分より消費税10%を適用させていただきますのでご理解願いますようお願い申し上げます。(一部のサービスで経過措置8%が適用されます。)  
※ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、基礎的電気通信設備支援機関(社団法人電気通信事業者協会)から、1番号当たりの費用(番号単価)が公表されています。  
※通話料については前月21日～当月20日までの通話料を記載しております。(開通月と翌月は除く)

ご利用金額 5,409円  
(うち消費税等相当額) (491円)

ご利用年月 2021年4月

料金ご請求会社 愛媛CATV

お客様番号 [ ]

お問い合わせの際は「お客さま番号」をお申し出ください。

料金についてのお問い合わせ先

0800-100-3950 (通話料無料)  
受付時間 9:00~19:00 (年中無休)

本お知らせでは、2021年4月利用分(当月1ヵ月分)のご利用金額をお知らせしております。  
(過去利用分の未払い金額(繰越金)は含まれておりません。)※

※愛媛CATV以外のCATV会社または当社でピカラ料金の未払いがある場合は、本お知らせに未払い金額(繰越金)を含めて表示する場合があります。

未払い金額(繰越金)を含めたご請求金額を確認される場合は、お手数ですがピカラ料金を収納している愛媛CATVまでお問い合わせをお願いいたします。  
(愛媛CATV TEL:089-943-5001 受付時間:平日9:00~19:00、土:9:00~17:30、日・祝日:休み)

ご利用料金の内訳

契約管理番号	内 訳	ご利用料金(うち消費税等相当額)	
[ ]	ピカラ光ねっとホーム・タイプ I [1キカ]	5,720 (	520)
	ピカラ光でんわセット基本料		
	ピカラ光でんわ番号利用料(一番号)	110 (	10)
	ピカラ光でんわ端末等使用料(一式)	440 (	40)
	ピカラ光でんわ通話料	16 (	1)
	ピカラ光でんわユニバーサルサービス料	3 (	0)
	請求書等送付	110 (	10)
	カスペルスキー(無料・3台版)	0 (	0)
	月額利用料割引(長期割引制度ステップ2コース)	-990 (	-90)
	(契約番号計)	5,409 (	491)
	(ご利用料金合計)	5,409 (	491)

791-8042

愛媛県松山市南吉田町1154-14

角田 敏郎 様

( お客様番号 [ ] )

発行番号 202105149716

発行年月日 2021年 6月 8日 0608

お知らせ

2019年10月1日より消費税率が10%へ変更されるのに伴い、ピカラサービスも2019年10月1日以降のご利用分より消費税率10%を適用させていただきますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。(一部のサービスで経過措置8%が適用されます。)

※ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、基礎的電気通信設備支援機関(社団法人電気通信事業者協会)から、1番号当たりの費用(番号単価)が公表されています。

※通話料については前月21日～当月20日までの通話料を記載しております。(開通月と翌月は除く)



〒791-0195  
 香川県高松市春日町1735番地3  
 株式会社 STNet

毎度、ピカラサービスをご利用いただきましてありがとうございます。

ご利用金額 5,429円  
 (うち消費税等相当額) (493円)

ご利用年月 2021年5月

料金ご請求会社 愛媛CATV

お客様番号 [ ]

お問い合わせの際は「お客さま番号」をお申し出ください。

料金についてのお問い合わせ先

0800-100-3950 (通話料無料)  
 受付時間 9:00~19:00 (年中無休)

本お知らせでは、2021年5月利用分(当月1ヵ月分)のご利用金額をお知らせしております。  
 (過去利用分の未払い金額(繰越金)は含まれておりません。) ※

※愛媛CATV以外のCATV会社または当社でピカラ料金の未払いがある場合は、  
 本お知らせに未払い金額(繰越金)を含めて表示する場合があります。

未払い金額(繰越金)を含めたご請求金額を確認される場合は、お手数ですがピカラ料金を収納  
 している愛媛CATVまでお問い合わせをお願いいたします。  
 (愛媛CATV TEL:089-943-5001 受付時間:平日9:00~19:00、土:9:00~17:30、日・祝日:休み)

ご利用料金の内訳

契約管理番号	内 訳	ご利用料金(うち消費税等相当額)	
[ ]	ピカラ光ねっとホーム・タイプ I [1キカ]	5,720 (	520)
	ピカラ光でんわセット基本料		
	ピカラ光でんわ番号利用料(一番号)	110 (	10)
	ピカラ光でんわ端末等使用料(一式)	440 (	40)
[ ]	ピカラ光でんわ通話料	36 (	3)
	ピカラ光でんわユニバーサルサービス料	3 (	0)
	請求書等送付	110 (	10)
	カスペルスキー(無料・3台版)	0 (	0)
	月額利用料割引(長期割引制度ステップ2コース)	-990 (	-90)
	(契約番号計)	5,429 (	493)
	(ご利用料金合計)	5,429 (	493)

791-8042

愛媛県松山市南吉田町1154-14



〒761-0195

香川県高松市春日町1736番地3

株式会社 STNet

毎度、ピカラサービスをご利用いただきましてありがとうございます。

角田 敏郎 様

( お客様番号 [REDACTED] )

発行番号 202106149364

発行年月日 2021年 7月 8日 0708

ご利用金額 5,454円  
(うち消費税等相当額) (496円)

ご利用年月 2021年6月

料金ご請求会社 愛媛CATV

お客様番号 [REDACTED]

お問い合わせの際は「お客さま番号」をお申し出ください。

お知らせ

2019年10月1日より消費税率が10%へ変更されるのに伴い、ピカラサービスも2019年10月1日以降のご利用分より消費税10%を適用させていただきますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。(一部のサービスで経過措置8%が適用されます。)  
※ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、基礎的電気通信役務支援機関(社団法人電気通信事業者協会)から、1番号当たりの費用(番号単価)が公表されています。  
※通話料については前月21日～当月20日までの通話料を記載しております。(間通月と翌月は除く)

料金についてのお問い合わせ先

0800-100-3950 (通話料無料)  
受付時間 9:00～19:00 (年中無休)

本お知らせでは、2021年6月利用分(当月1ヵ月分)のご利用金額をお知らせしております。  
(過去利用分の未払い金額(繰越金)は含まれておりません。) ※

※愛媛CATV以外のCATV会社または当社でピカラ料金の未払いがある場合は、本お知らせに未払い金額(繰越金)を含めて表示する場合があります。

未払い金額(繰越金)を含めたご請求金額を確認される場合は、お手数ですがピカラ料金を収納している愛媛CATVまでお問い合わせをお願いいたします。

(愛媛CATV TEL:089-943-5001 受付時間:平日9:00～19:00、土:9:00～17:30、日・祝日:休み)

ご利用料金の内訳

契約管理番号	内 訳	ご利用料金(うち消費税等相当額)	
[REDACTED]	ピカラ光ねっとホーム・タイプ I [1キガ]	5,720 (	520 )
	ピカラ光でんわセット基本料		
	ピカラ光でんわ番号利用料(一番号)	110 (	10 )
	ピカラ光でんわ端末等使用料(一式)	440 (	40 )
[REDACTED]	ピカラ光でんわ通話料	61 (	6 )
	ピカラ光でんわユニバーサルサービス料	3 (	0 )
	請求書等送付	110 (	10 )
	カスペルスキー(無料・3台版)	0 (	0 )
	月額利用料割引(長期割引制度ステップ2コース)	-990 (	-90 )
	(契約番号計)	5,454 (	496 )
	(ご利用料金合計)	5,454 (	496 )

791-8042

愛媛県松山市南吉田町1154-14



〒761-0195  
香川県高松市春日町1735番地3  
株式会社 STNet

毎度、ピカラサービスをご利用いただきましてありがとうございます。

角田 敏郎 様

( お客様番号 [REDACTED] )

発行番号 202107149067

発行年月日 2021年 8月10日 0810

ご利用金額 (うち消費税等相当額)	5,401円 ( 491円 )
ご利用年月	2021年7月
料金ご請求会社	愛媛CATV
お客様番号	[REDACTED]

お問い合わせの際は「お客さま番号」をお申し出ください。

お知らせ

2019年10月1日より消費税率が10%へ変更されるのに伴い、ピカラサービスも2019年10月1日以降のご利用分より消費税10%を適用させていただきますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。(一部のサービスで経過措置が適用されます。)

※ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、基礎的電気通信設備支援機関(社団法人電気通信事業者協会)から、1番号当たりの費用(番号単価)が公表されています。

※通話料については前月21日～当月20日までの通話料を記載しております。(開通月と翌月は除く)

料金についてのお問い合わせ先

0800-100-3950 (通話料無料)  
受付時間 9:00～19:00 (年中無休)

本お知らせでは、2021年7月利用分(当月1ヵ月分)のご利用金額をお知らせしております。  
(過去利用分の未払い金額(繰越金)は含まれておりません。) ※

※愛媛CATV以外のCATV会社または当社でピカラ料金の未払いがある場合は、  
本お知らせに未払い金額(繰越金)を含めて表示する場合があります。

未払い金額(繰越金)を含めたご請求金額を確認される場合は、お手数ですがピカラ料金を収納している愛媛CATVまでお問い合わせをお願いいたします。  
(愛媛CATV TEL:089-943-5001 受付時間:平日9:00～19:00、土:9:00～17:30、日・祝日:休み)

ご利用料金の内訳

契約管理番号	内 訳	ご利用料金(うち消費税等相当額)	
[REDACTED]	ピカラ光ねっとホーム・タイプ I [1キ*カ]	5,720 (	520 )
	ピカラ光でんわセット基本料		
	ピカラ光でんわ番号利用料(一番号)	110 (	10 )
	ピカラ光でんわ端末等使用料(一式)	440 (	40 )
[REDACTED]	ピカラ光でんわ通話料	8 (	1 )
	ピカラ光でんわユニバーサルサービス料	3 (	0 )
	請求書等送付	110 (	10 )
	カスペルスキー(無料・3台版)	0 (	0 )
	月額利用料割引(長期割引制度ステップ2コース)	-990 (	-90 )
	(契約番号計)	5,401 (	491 )
	(ご利用料金合計)	5,401 (	491 )



791-8042

愛媛県松山市南吉田町1154-14



〒761-0195

香川県高松市春日町1735番地3

株式会社 STNet

毎度、ピカラサービスをご利用いただきましてありがとうございます。

角田 敏郎 様

( お客様番号 [ ] )

発行番号 202108148769

発行年月日 2021年 9月 8日 0908

ご利用金額 5,401円 (うち消費税等相当額 491円)

ご利用年月 2021年8月

料金ご請求会社 愛媛CATV

お客様番号 [ ]

お問い合わせの際は「お客さま番号」をお申し出ください。

料金についてのお問い合わせ先

0800-100-3950 (通話料無料) 受付時間 9:00~19:00 (年中無休)

お知らせ

2019年10月1日より消費税率が10%へ変更されるのに伴い、ピカラサービスも2019年10月1日以降のご利用分より消費税10%を適用させていただきますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。(一部のサービスで経過措置8%が適用されます。)

※ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、基礎的電気通信業務支援機関(社団法人電気通信事業者協会)から、1番号当たりの費用(番号単価)が公表されています。 ※通話料については前月21日~当月20日までの通話料を記載しております。(開通月と翌月は除く)

本お知らせでは、2021年8月利用分(当月1ヵ月分)のご利用金額をお知らせしております。(過去利用分の未払い金額(繰越金)は含まれておりません。) ※

※愛媛CATV以外のCATV会社または当社でピカラ料金の未払いがある場合は、本お知らせに未払い金額(繰越金)を含めて表示する場合があります。

未払い金額(繰越金)を含めたご請求金額を確認される場合は、お手数ですがピカラ料金を収納している愛媛CATVまでお問い合わせをお願いいたします。

(愛媛CATV TEL:089-943-5001 受付時間:平日9:00~19:00、土:9:00~17:30、日・祝日:休み)

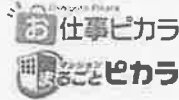
ご利用料金の内訳

契約管理番号	内 訳	ご利用料金(うち消費税等相当額)	
[ ]	ピカラ光ねっとホーム・タイプ I [1キカ]	5,720 (	520 )
	ピカラ光でんわセット基本料		
	ピカラ光でんわ番号利用料(一番号)	110 (	10 )
	ピカラ光でんわ端末等使用料(一式)	440 (	40 )
[ ]	ピカラ光でんわ通話料	8 (	1 )
	ピカラ光でんわユニバーサルサービス料	3 (	0 )
	請求書等送付	110 (	10 )
	カスペルスキー(無料・3台版)	0 (	0 )
	月額利用料割引(長期割引制度ステップ2コース)	-990 (	-90 )
	(契約番号計)	5,401 (	491 )
	(ご利用料金合計)	5,401 (	491 )

791-8042

愛媛県松山市南吉田町1154-14

ピカパサービスご利用料金のお知らせ



T781-0185

香川県高松市春日町1735番地3

株式会社 STNet

毎度、ピカパサービスをご利用いただきましてありがとうございます。

角田 敏郎 様

( お客様番号 [REDACTED] )

発行番号 202109148480

発行年月日 2021年10月 8日

1008

お知らせ

2019年10月1日より消費税率が10%へ変更されるのに伴い、ピカパサービスも2019年10月1日以降のご利用分より消費税10%を適用させていただきますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。(一部のサービスで経過措置が適用されます。)

※ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、基礎的電気通信設備支援機関(社団法人電気通信事業者協会)から、1番号当たりの費用(番号単価)が公表されています。

※通話料については前月21日~当月20日までの通話料を記載しております。(開通月と翌月は除く)

ご利用金額 (うち消費税等相当額)	5,434円 (494円)
----------------------	------------------

ご利用年月	2021年9月
-------	---------

料金ご請求会社	愛媛CATV
---------	--------

お客様番号	[REDACTED]
-------	------------

お問い合わせの際は「お客さま番号」をお申し出ください。

料金についてのお問い合わせ先

0800-100-3950 (通話料無料)  
受付時間 9:00~19:00 (年中無休)

本お知らせでは、2021年9月利用分(当月1ヵ月分)のご利用金額をお知らせしております。  
(過去利用分の未払い金額(繰越金)は含まれておりません。)

※愛媛CATV以外のCATV会社または当社でピカパ料金の未払いがある場合は、  
本お知らせに未払い金額(繰越金)を含めて表示する場合があります。

未払い金額(繰越金)を含めたご請求金額を確認される場合は、お手数ですがピカパ料金を収納  
している愛媛CATVまでお問い合わせをお願いいたします。

(愛媛CATV TEL:089-943-5001 受付時間:平日9:00~19:00、土:9:00~17:30、日・祝日:休み)

### ご利用料金の内訳

契約管理番号	内 訳	ご利用料金(うち消費税等相当額)	
[REDACTED]	ピカパ光ねっとホーム・タイプ I [iキカ]	5,720 (	520)
	ピカパ光でんわセット基本料		
	ピカパ光でんわ番号利用料(一番号)	110 (	10)
	ピカパ光でんわ端末等使用料(一式)	440 (	40)
	ピカパ光でんわ通話料	41 (	4)
	ピカパ光でんわユニバーサルサービス料	3 (	0)
	請求書等送付	110 (	10)
	カスペルスキー(無料・3台版)	0 (	0)
	月額利用料割引(長期割引制度ステップ2コース)	-990 (	-90)
	(契約番号計)	5,434 (	494)
	(ご利用料金合計)	5,434 (	494)

791-8042

愛媛県松山市南吉田町1154-14

角田 敏郎 様

( お客様番号 [ ] )

発行番号 202110148173

発行年月日 2021年11月 9日

1109

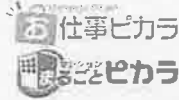
お知らせ

2019年10月1日より消費税率が10%へ変更されるのに伴い、ピカラサービスも2019年10月1日以降のご利用分より消費税10%を適用させていただきますのでご理解願いますようお願い申し上げます。(一部のサービスで経過措置8%が適用されます。)

※ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、基礎的電気通信業務支援機関(社団法人電気通信事業者協会)から、1番号当たりの費用(番号単価)が公表されています。

※通話料については前月21日～当月20日までの通話料を記載しております。(開通月と翌月は除く)

ピカラ サービスご利用料金のお知らせ



〒761-0185  
香川県高松市春日町1735番地3  
株式会社 STNet

毎度、ピカラサービスをご利用いただきましてありがとうございます。

ご利用金額 (うち消費税等相当額)	5,442円 (494円)
ご利用年月	2021年10月
料金ご請求会社	愛媛CATV
お客様番号	[ ]

お問い合わせの際は「お客さま番号」をお申し出ください。

料金についてのお問い合わせ先

0800-100-3950 (通話料無料)  
受付時間 9:00~19:00 (年中無休)

本お知らせでは、2021年10月利用分(当月1ヵ月分)のご利用金額をお知らせしております。  
(過去利用分の未払い金額(繰越金)は含まれておりません。) ※

※愛媛CATV以外のCATV会社または当社でピカラ料金の未払いがある場合は、  
本お知らせに未払い金額(繰越金)を含めて表示する場合があります。

未払い金額(繰越金)を含めたご請求金額を確認される場合は、お手数ですがピカラ料金を収納  
している愛媛CATVまでお問い合わせをお願いいたします。

(愛媛CATV TEL:089-943-5001 受付時間:平日9:00~19:00、土:9:00~17:30、日・祝日:休み)

ご利用料金の内訳

契約管理番号	内 訳	ご利用料金(うち消費税等相当額)	
[ ]	ピカラ光ねっとホーム・タイプ I [1ギガ]	5,720 (	520 )
	ピカラ光でんわセット基本料		
	ピカラ光でんわ番号利用料(一番号)	110 (	10 )
	ピカラ光でんわ端末等使用料(一式)	440 (	40 )
[ ]	ピカラ光でんわ通話料	49 (	4 )
	ピカラ光でんわユニバーサルサービス料	3 (	0 )
	請求書等送付	110 (	10 )
	月額利用料割引(長期割引制度ステップ2コース)	-990 (	-90 )
	(契約番号計)	5,442 (	494 )
	(ご利用料金合計)	5,442 (	494 )

791-8042

愛媛県松山市南吉田町1154-14

角田 敏郎 様

( お客様番号 [ ] )

発行番号 202111147852

発行年月日 2021年12月 8日 1208

お知らせ

2019年10月1日より消費税率が10%へ変更されるのに伴い、ピカラサービスも2019年10月1日以降のご利用分より消費税10%を適用させていただきますのでご理解願いますようお願い申し上げます。(一部のサービスで経過措置8%が適用されます。)

※ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、基礎的電気通信役務支援機関(社団法人電気通信事業者協会)から、1番号当たりの費用(番号単価)が公表されています。

※通話料については前月21日～当月20日までの通話料を記載しております。(開通月と翌月は除く)

ピカラサービスご利用料金のお知らせ



T761-0185  
 香川県高松市春日町1735番地3  
 株式会社 STNet

毎度、ピカラサービスをご利用いただきましてありがとうございます。

ご利用金額 (うち消費税等相当額)	5,675円 (516円)
ご利用年月	2021年11月
料金ご請求会社	愛媛CATV
お客様番号	[ ]

お問い合わせの際は「お客さま番号」をお申し出ください。

料金についてのお問い合わせ先

0800-100-3950 (通話料無料)  
 受付時間 9:00~19:00 (年中無休)

本お知らせでは、2021年11月利用分(当月1ヵ月分)のご利用金額をお知らせしております。  
 (過去利用分の未払い金額(繰越金)は含まれておりません。)

※愛媛CATV以外のCATV会社または当社でピカラ料金の未払いがある場合は、  
 本お知らせに未払い金額(繰越金)を含めて表示する場合があります。

未払い金額(繰越金)を含めたご請求金額を確認される場合は、お手数ですがピカラ料金を収納している愛媛CATVまでお問い合わせをお願いいたします。  
 (愛媛CATV TEL:089-943-5001 受付時間:平日9:00~19:00、土:9:00~17:30、日・祝日:休み)

ご利用料金の内訳

契約管理番号	内 訳	ご利用料金(うち消費税等相当額)	
[ ]	ピカラ光ねっとホーム・タイプ I [1キカ]	5,720 (	520)
	ピカラ光でんわセット基本料		
	ピカラ光でんわ番号利用料(一番号)	110 (	10)
	ピカラ光でんわ端末等使用料(一式)	440 (	40)
[ ]	ピカラ光でんわ通話料	282 (	26)
	ピカラ光でんわユニバーサルサービス料	3 (	0)
	請求書等送付	110 (	10)
	月額利用料割引(長期割引制度ステップ2コース)	-990 (	-90)
	(契約番号計)	5,675 (	516)
	(ご利用料金合計)	5,675 (	516)

791-8042

愛媛県松山市南吉田町1154-14

角田 敏郎 様

( お客様番号 [ ] )

発行番号 202112147553

発行年月日 2022年 1月11日 0111

お知らせ

2019年10月1日より消費税率が10%へ変更されるのに伴い、ピカラサービスも2019年10月1日以降のご利用分より消費税10%を適用させていただきますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。(一部のサービスで経過措置8%が適用されます。)

※ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、基礎的電気通信設備支援機関(社団法人電気通信事業者協会)から、1番号当たりの費用(番号単価)が公表されています。

※通話料については前月21日～当月20日までの通話料を記載しております。(開通月と翌月は除く)

本お知らせでは、2021年12月利用分(当月1ヵ月分)のご利用金額をお知らせしております。  
(過去利用分の未払い金額(繰越金)は含まれておりません。)※

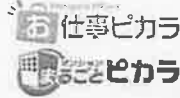
※愛媛CATV以外のCATV会社または当社でピカラ料金の未払いがある場合は、  
本お知らせに未払い金額(繰越金)を含めて表示する場合があります。

未払い金額(繰越金)を含めたご請求金額を確認される場合は、お手数ですがピカラ料金を収納している愛媛CATVまでお問い合わせをお願いいたします。  
(愛媛CATV TEL:089-943-5001 受付時間:平日9:00～19:00、土:9:00～17:30、日・祝日:休み)

ご利用料金の内訳

契約管理番号	内 訳	ご利用料金(うち消費税等相当額)	
[ ]	ピカラ光ねっとホーム・タイプ I [1キカ]	5,720 (	520 )
	ピカラ光でんわセット基本料		
	ピカラ光でんわ番号利用料(一番号)	110 (	10 )
	ピカラ光でんわ端末等使用料(一式)	440 (	40 )
[ ]	ピカラ光でんわ通話料	130 (	12 )
	ピカラ光でんわユニバーサルサービス料	3 (	0 )
	請求書等送付	110 (	10 )
	月額利用料割引(長期割引制度ステップ2コース)	-990 (	-90 )
	(契約番号計)	5,523 (	502 )
	(ご利用料金合計)	5,523 (	502 )

ピカラサービスご利用料金のお知らせ



〒791-0185  
香川県高松市春日町1735番地3  
株式会社 STNet

毎度、ピカラサービスをご利用いただきましてありがとうございます。

ご利用金額 (うち消費税等相当額)	5,523円 (502円)
ご利用年月	2021年12月
料金ご請求会社	愛媛CATV
お客様番号	[ ]

お問い合わせの際は「お客さま番号」をお申し出ください。

料金についてのお問い合わせ先

0800-100-3950 (通話料無料)  
受付時間 9:00～19:00 (年中無休)

791-8042

愛媛県松山市南吉田町1154-14



〒761-0195 香川県高松市春日町1735番地3 株式会社 STNet

毎度、ピカラサービスをご利用いただきましてありがとうございます。

角田 敏郎 様

( お客様番号 [REDACTED] )

発行番号 202201147216

発行年月日 2022年 2月 8日

0208

お知らせ

2019年10月1日より消費税率が10%へ変更されるのに伴い、ピカラサービスも2019年10月1日以降のご利用分より消費税10%を適用させていただきますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。(一部のサービスで経過措置8%が適用されます。) ※ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、基礎的電気通信役務支援機関(社団法人電気通信事業者協会)から、1番号当たりの費用(番号単価)が公表されています。 ※通話料については前月21日~当月20日までの通話料を記載しております。(開通月と翌月は除く)

Table with 2 columns: Item (ご利用金額, ご利用年月, 料金ご請求会社, お客様番号) and Value (5,511円, 2022年1月, 愛媛CATV, [REDACTED]).

お問い合わせの際は「お客さま番号」をお申し出ください。

料金についてのお問い合わせ先

0800-100-3950 (通話料無料) 受付時間 9:00~19:00 (年中無休)

本お知らせでは、2022年1月利用分(当月1ヵ月分)のご利用金額をお知らせしております。(過去利用分の未払い金額(繰越金)は含まれておりません。) ※

※愛媛CATV以外のCATV会社または当社でピカラ料金の未払いがある場合は、本お知らせに未払い金額(繰越金)を含めて表示する場合があります。

未払い金額(繰越金)を含めたご請求金額を確認される場合は、お手数ですがピカラ料金を収納している愛媛CATVまでお問い合わせをお願いいたします。(愛媛CATV TEL:089-943-5001 受付時間:平日9:00~19:00、土:9:00~17:30、日・祝日:休み)

ご利用料金の内訳

Table with 3 columns: Contract Management Number, Description, and Usage Fee (including tax). Rows include items like 'ピカラ光ねっとホーム・タイプ I [1キカ]' and a total summary row.

791-8042

愛媛県松山市南吉田町1154-14

角田 敏郎 様

( お客様番号 [REDACTED] )

発行番号 202202146953

発行年月日 2022年 3月 9日 0309

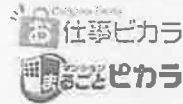
お知らせ

2019年10月1日より消費税率が10%へ変更されるのに伴い、ピカラサービスも2019年10月1日以降のご利用分より消費税10%を適用させていただきますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。(一部のサービスで経過措置8%が適用されます。)

※ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、基盤的電気通信業務支援機関(社団法人電気通信事業者協会)から、1番号当たりの費用(番号単価)が公表されています。

※通話料については前月21日～当月20日までの通話料を記載しております。(開通月と翌月は除く)

ピカラサービスご利用料金のお知らせ



〒761-0195  
香川県高松市春日町1735番地3  
株式会社 STNet

毎度、ピカラサービスをご利用いただきましてありがとうございます。

ご利用金額 (うち消費税等相当額)	5,309円 (482円)
ご利用年月	2022年2月
料金ご請求会社	愛媛CATV
お客様番号	[REDACTED]

お問い合わせの際は「お客さま番号」をお申し出ください。

料金についてのお問い合わせ先

0800-100-3950 (通話料無料)  
受付時間 9:00~19:00 (年中無休)

本お知らせでは、2022年2月利用分(当月1ヵ月分)のご利用金額をお知らせしております。  
(過去利用分の未払い金額(繰越金)は含まれておりません。)

※愛媛CATV以外のCATV会社または当社でピカラ料金の未払いがある場合は、  
本お知らせに未払い金額(繰越金)を含めて表示する場合があります。

未払い金額(繰越金)を含めたご請求金額を確認される場合は、お手数ですがピカラ料金を収納  
している愛媛CATVまでお問い合わせをお願いいたします。

(愛媛CATV TEL:089-943-5001 受付時間:平日9:00~19:00、土:9:00~17:30、日・祝日:休み)

ご利用料金の内訳

契約管理番号	内 訳	ご利用料金(うち消費税等相当額)	
[REDACTED]	ピカラ光ねっとホーム・タイプ I [1キガ]	5,720 (	520)
	ピカラ光でんわセット基本料		
	ピカラ光でんわ番号利用料(一番号)	110 (	10)
	ピカラ光でんわ端末等使用料(一式)	440 (	40)
	ピカラ光でんわ通話料	16 (	1)
	ピカラ光でんわナビダイヤル/テレドーム通話料	11 (	1)
	ピカラ光でんわユニバーサルサービス料	2 (	0)
	請求書等送付	110 (	10)
	月額利用料割引(長期割引制度ステップ2コース)	-1,100 (	-100)
	(契約番号計)	5,309 (	482)
	(ご利用料金合計)	5,309 (	482)

ピカラサービスご利用料金のお知らせ

791-8042

愛媛県松山市南吉田町1154-14



〒791-8042  
愛媛県松山市南吉田町1154番地14  
株式会社 STNet

毎度、ピカラサービスをご利用いただきましてありがとうございます。

角田 敏郎 様

( お客様番号 [REDACTED] )

発行番号 202203146646

発行年月日 2022年 4月 8日  
0408

お知らせ

2019年10月1日より消費税率が10%へ変更されるのに伴い、ピカラサービスも2019年10月1日以降のご利用分より消費税10%を適用させていただきますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。(一部のサービスで経過措置8%が適用されます。)  
※ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、基礎的電気通信設備支援機関(社団法人電気通信事業者協会)から、1番号当たりの費用(番号単価)が公表されています。  
※通話料については前月21日~当月20日までの通話料を記載しております。(開通月と翌月は除く)

ご利用金額 (うち消費税等相当額) 5,423円 (492円)

ご利用年月 2022年3月

料金ご請求会社 愛媛CATV

お客様番号 [REDACTED]

お問い合わせの際は「お客さま番号」をお申し出ください。

料金についてのお問い合わせ先

0800-100-3950 (通話料無料)  
受付時間 9:00~19:00 (年中無休)

本お知らせでは、2022年3月利用分(当月1ヵ月分)のご利用金額をお知らせしております。  
(過去利用分の未払い金額(繰越金)は含まれておりません。)※

※愛媛CATV以外のCATV会社または当社でピカラ料金の未払いがある場合は、  
本お知らせに未払い金額(繰越金)を含めて表示する場合があります。

未払い金額(繰越金)を含めたご請求金額を確認される場合は、お手数ですがピカラ料金を収納  
している愛媛CATVまでお問い合わせをお願いいたします。

(愛媛CATV TEL:089-943-5001 受付時間:平日9:00~19:00、土:9:00~17:30、日・祝日:休み)

ご利用料金の内訳

契約管理番号	内 訳	ご利用料金(うち消費税等相当額)	
[REDACTED]	ピカラ光ねっとホーム・タイプ I [1キガ]	5,720 (	520 )
	ピカラ光でんわセット基本料		
	ピカラ光でんわ番号利用料(一番号)	110 (	10 )
	ピカラ光でんわ端末等使用料(一式)	440 (	40 )
[REDACTED]	ピカラ光でんわ通話料	141 (	12 )
	ピカラ光でんわユニバーサルサービス料	2 (	0 )
	請求書等送付	110 (	10 )
	月額利用料割引(長期割引制度ステップ2コース)	-1,100 (	-100 )
	(契約番号計)	5,423 (	492 )
	(ご利用料金合計)	5,423 (	492 )



## 普通預金・お借入れ明細

1

	年 月 日	摘 要	お引き出し額	お預け入れ額	差 引 残 高	扱 店
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						

13	03-04-27	IE×CATV	7,894			
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22	03-05-27	IE×CATV	7,564			
23						
24						

差引残高欄の-の表示はお借入金の残高を示します。

・記号説明

クテン11、クテン12、クテン21…は勤労者による入金を示します。この場合お引き出しができる所定の日は次の通りです。

クテン11、クテン12…取換日の翌営業日      クテン21、クテン22…取換日の2営業日後      クテン31、クテン32…取換日の3営業日後

クテン11、クテン12…取換日の1営業日後      クテン51、クテン52…取換日の5営業日後      のそれぞれ交換完了後

普通預金・お借入れ明細

	年 月 日	摘 要	お引き出し額	お預け入れ額	差 引 残 高	振 込
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12	03-06-28	ILXCATV	7,584			
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23	03-07-27	ILXCATV	7,609			
24						

差引残高欄の-の表示はお借入金の残高を示します。

記号説明

クテン11、クテン12、クテン21は勤労者による入金を示します。この場合お引き出しができる所定の日は次の通りです。  
 クテン11、クテン12→取替日の前営業日      クテン21、クテン22→取替日の2営業日後      クテン31、クテン32→取替日の3営業日後  
 クテン11、クテン12→取替日の4営業日後      クテン31、クテン32→取替日の5営業日後      のそれぞれ交換締め後

普通預金・お借入れ明細

3

	年 月 日	摘 要	お引き出し額	お預け入れ額	差 引 残 高	振 付
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						

13	03-08-27	ILXCATV	7,557			
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21	03-09-27	ILXCATV	6,153			
22						
23						
24						

差引残高欄の一の表示はお借入金の残高を示します。

記号説明

クテン11、クテン12、クテン21…は他店券による入金を示します。この場合お引き出しかできる所定の日は次の通りです。  
 クテン11、クテン12…取扱日の次営業日      クテン21、クテン22…取扱日の2営業日後      クテン31、クテン32…取扱日の3営業日後  
 クテン41、クテン42…取扱日の4営業日後      クテン51、クテン52…取扱日の5営業日後      のそれぞれ交換指定後

### 普通預金・お借入れ明細

	年月日	摘要	お引き出し額	お預け入れ額	差引残高	振店
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10	03-10-27	ヒメCATV	6,186			
11						
12						

13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22	03-11-29	ヒメCATV	11,584			
23						
24						

差引残高欄の-の表示はお借入れ金の残高を示します。

記号説明

- ワテン11、ワテン12、ワテン21…は他店等による入金を示します。この場合お引き出しが出来る所定の日には次の通りです
- ワテン11、ワテン12…取扱日の翌営業日      ワテン21、ワテン22…取扱日の2営業日後      ワテン31、ワテン32…取扱日の3営業日後
- ワテン41、ワテン42…取扱日の4営業日後      ワテン51、ワテン52…取扱日の5営業日後      のそれぞれ交換確定後

### 普通預金・お借入れ明細

5

	年 月 日	摘 要	お引き出し額	お預け入れ額	差 引 残 高	振 込
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12	03-12-27	IEACATV	6,427			
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23	04-01-27	IEACATV	6,275			
24						

差引残高欄のーの表示はお借入れ金の残高を示します。

記号説明

クテン11、クテン12、クテン21→は色紙委による入金です。この場合お引き出しかてきたる所定の日は次の通りです。  
 クテン11、クテン12→振替日の翌営業日      クテン21、クテン22→振替日の2営業日後      クテン31、クテン32→振替日の3営業日後  
 クテン11、クテン12→振替日の4営業日後      クテン51、クテン52→振替日の5営業日後      のちそれぞれ変更確定後

### 普通預金・お借入れ明細

⑥

	年月日	摘要	お引き出し額	お預け入れ額	差引残高	振店
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9	04-02-28	IT×CATV	59,502			
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19	04-03-28	IT×CATV	6,059			
20						
21						
22						
23						
24						

差引残高欄の一の表示はお借入金の残高を示します。

・記号説明

クテン11、クテン12、クテン21→は連号券による入金を示します。この場合お引き出しができる締切の日は次の通りです。  
 クテン11、クテン12→取扱日の翌営業日      クテン21、クテン22→取扱日の翌営業日      クテン31、クテン32→取扱日の翌営業日  
 クテン11、クテン12→取扱日の翌営業日      クテン31、クテン32→取扱日の翌営業日      のそれぞれ取扱日以後

(様式5)

# 支出伝票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	令和 3年 12月 21日	整理番号	2
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費
用 務	総務省・経済産業省研修 (衆議院会議室) 令和3年12月20~21日		
上記活動に 要した金額 按分率	交 通 費	1, 218	円 100 %
	宿 泊 費		円 %
	パック代金	33, 700	円 100 %
	そ の 他		円 %
	合 計	34, 918	円 100 %
特記事項			
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	令和	12月 21日

UGLJNEGORSLOXYHCQBOD

RS-1292-20220111-0001-2221001

## 領 収 証

近畿日本ツーリスト  
2022年01月11日

下記金額正に領収いたしました。

角田 敏郎 様

金額： ¥33,700-

但し： 2021年12/20~旅費 (宿泊代・交通費) として

近畿日本ツーリスト株式会社  
松山営業所  
営業所長：中田 卓実

ご注意 1金額の訂正したものは無効となります。〒790-0012 愛媛県松山市  
2金額の欄部に通貨記号の表示をいたしております。

〒790-0012 愛媛県松山市  
湊町4-3-14 フログレッズ松山II 3F  
TEL: 089-941-4533  
承認者: [印] 発行者: 中田 卓実

<お客様用>

うち

(様式7)

県外活動

報告書

調査研究視察

議員名 角田 敏郎



整理番号	2
日程	令和3年12月20日(月)～令和3年12月21日(火)
目的	コロナ禍における地域経済・中小企業支援について(経済産業省) 地方自治体の基幹業務システムについての調査研究(デジタル庁) 人口減少社会の水道事業について
訪問先	衆議院会館 会議室
概要 所見	1, コロナ禍における地域経済・中小企業支援について ●令和3年度補正、令和4年度当初予算案 概要 ●原油価格高騰対策 ●地域経済の動向 ●コロナ禍における地域経済・中小企業支援 ●地域経済支援の取組み 地域未来牽引企業(成長と波及効果)への重点支援 ●今後の地域経済政策の方向性 デジタル化、働き方改革＝地域経済社会変革の契機 2, 地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化 ●デジタル庁＝デジタル社会形成のためのプラットフォーム ●従来業務＝自治体クラウド、17業務＝ガバメントクラウドへ ●目標＝60秒で行政手続きが終わる、誰一人取り残さない ●国が基準を決める→データの標準化へ 3, 人口減少社会の水道事業 ●有収水量は2000年頃をピークに減少(2050年には2/3程度) ●料金体系→分母を大きくして融通し合う(コスト) ●水道の基盤強化の基本方針・・・広域連携、資産管理、官民連携 ●広域連携・・・垂直統合と末端統合の全国例について ●管路の経年化の現状と課題、耐震化

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管(各自5年保管)



(様式8)

## 支払証明書

松山市議会議長 様

議員名 角田 敏郎






下記のとおり相違ないことを証明します。

支払年月日	令和 4年 12月 20日、21日
支払金額	1,218円
支払先	羽田空港-泉岳寺(京急) 泉岳寺-新橋(都営地下鉄) 新橋-赤坂見附(東京メトロ) 片道 609円×往復
使途内容	同上
領収書を添付できない理由	ICカード利用のため

(様式5)

## 支出伝票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	令和 3年 12月 <sup>26</sup> <del>25</del> 日	整理番号	3		
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費 研修費 会議費 事務所費 広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費				
用 務	スクールコミュニティ研究会 令和3年12月25～26日 学校法人代々木学園代々木高校				
上記活動に 要した金額 ・ 按 分 率	交 通 費	1, 173	円	100	%
	宿 泊 費		円		%
	パ ッ ク 代 金	59, 800	円	100	%
	そ の 他		円		%
	合 計	60, 973	円	100	%
特記事項	羽田空港-池袋(宿) 556円、池袋-代々木(研修会場) 157円 代々木-羽田空港 460円				
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	令和 3年 12月 <sup>26</sup> <del>25</del> 日			

<b>領 収 証</b>		No.115526
		令和 <del>平成</del> 3年12月16日
角田 敏郎 様		
金 額	¥ 59,800	現金・小切手 振込・ <u>カード</u> その他
但し 旅費として		
上記金額正に領収致しました		
	 <input checked="" type="checkbox"/> 本社 松山市鶴山町1丁目18-10(日本交通社ビル) ☎(089)936-5911(代) FAX 941-6211 <input type="checkbox"/> 大洲 大洲市中村2-3-1(愛媛通産ビル3階) ☎(0893)24-7911(代) FAX 24-1125	取扱者印 

(様式7)

県外活動

報告書

調査研究視察

議員名 角田 敏郎



整理番号	3
日程	令和3年12月25日(土)～令和3年12月26日(日)
目的	スクール・コミュニティについての調査研究
訪問先	学校法人代々木学園代々木高校
概要 所見	<p>1部「子どもたちをよろしく」上映 統括プロデューサー 寺脇 研、企画 前川喜平、 脚本・監督 隅田 靖</p> <p>●いじめに苦しみ、そのために死を選んでしまう少年、性的虐待を受け自らを「汚れた存在」と思い込んでしまい風俗産業に身を沈める少女、そんな彼らに、われわれ大人は手を差し伸べることができるのか。アルコール依存、ギャンブル依存、対人依存、同調圧力など、大人社会にはびこる闇こそが問題の源なのではないのか。</p> <p>観客にその問いかけを投げかける内容の映画</p> <p>2部 前川喜平(元文部科学省事務次官)講演 3部 パネルディスカッション</p> <p>パネラー 前川喜平、寺脇研、一色真司(代々木高校理事長(松山市出身)、木村泰子(大阪市大空小学校初代校長)、進行 岸裕司(スクールコミュニティ研究会代表)</p> <p>●スクール・コミュニティの定義＝学校区全体を学びのコミュニティにまで高めることを主眼にしている新しいあり方。</p> <p>●コミュニティ・スクールの理念は「学校とともにある地域」の実現</p> <p>●格差社会に苦しんでいる子どもたちに寄り添う社会的親の必要性</p> <p>●大空小学校が実践していたのは「究極のインクルーシブ」＝どんな子どもでも受け入れ、地域とともに子どもの育ちに関わる</p>

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管(各自5年保管)

(様式8)

## 支払証明書

松山市議会議長 様

議員名 角田 敏郎



下記のとおり相違ないことを証明します。

支払年月日	令和 3年 12月 26日
支払金額	1,173円
支払先	羽田空港-池袋(宿) 556円 池袋-代々木(研修会場) 157円 代々木-羽田空港 460円
使途内容	同上
領収書を添付できない理由	ICカード利用のため

令和3年度 科目別集計表

科目名				
研修費				
日付	内容	支出金額	備考	整理番号
3/31	日本会議 年会費	10,000 円	100%	4
3/31	特定非営利活動法人ラ・ファミリエ(年会費)	5,000 円	100%	5
3/31	愛媛県防衛協会 年会費	10,000 円	100%	6
9/30	松山市議会観光振興議員連盟 年会費(上半期)	3,000 円	100%	7
3/31	愛媛県拉致議連 年会費	1,200 円	100%	8
3/31	愛媛県隊友会 年会費	10,000 円	100%	9
3/31	松山市議会観光振興議員連盟 年会費(下半期)	3,000 円	100%	10
3/31	松山市明るい社会づくり推進協議会 年会費	10,000 円	100%	11
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合計		52,200 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

## 支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和 4年 3月 31日	整理番号	4
科 目	調査研究費 <u>研修費</u> 要請・陳情活動費 会議費 人件費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	日本会議 年会費 (令和3年度分)		
金 額	10,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和 3年 5月 7日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

振込受領書  
(コンビニエンスストア支払用)

振込人氏名  
角田 敏郎 様

お客様番号  
No. [REDACTED]

お支払金額  
10000円  
内消費税 円

受取人 郵便振替代行センター  
日本会議係

受領印  
収入印紙  
21,6107

ゆうちょう銀行又は郵便局でお支払いの場合は左側の2枚だけをお出しください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計

入す。例えば、物品を購入した場合は

購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

## 日本会議

### 【目的】

ますます深刻化する我が国の危機的状況を打開し、新世紀に生きる国家・国民の将来を展望する、新たな国づくり、人づくりをめざした広汎な国民運動の形成のためにいっそう国政や国民思潮を動かすに足る組織力を強化し、国家基本問題に果敢に取り組む時局対応能力を向上させ、さらに我が国の良き伝統・文化を次代を担う青少年に伝える啓蒙運動を強化することを目的とする。

(様式3)

## 支出伝票

債務確定日(※)	令和 4年 3月 31日	整理番号	5
科目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
用途及び内容等	特定非営利活動法人ラ・ファミリエ 年会費 (令和3年度分)		
金額	5,000 円	按分率	100 %
特記事項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和 3年 6月 14日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

払込金受領証	
口座番号	通帳記号 目録記入 者名印
加入者名	特定非営利活動法人 ラ・ファミリエ
金額	千：百：十：万：千：百：十：圓 ¥5000
払込人住所氏名	松山市南吉田町 1154-19 角田 敏郎
料 金	受付局日附印 03-06-14 松山南吉田 郵便局
特殊取扱	(61236) N94150006

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度

購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

品を購入した場合は



ラ・ファミリエ 社会的自立が困難な先天性心疾患児者の発達支援ネットワーク形成事業の申込 | 独立行政法人高齢社会機構 | 社会福祉補助事業  
についてお知らせします。



## ～ 社会的自立が困難な先天性心疾患児者の発達支援ネットワーク形成事業

～

[ホーム](#) [事業概要](#) [活動報告](#) [アクセス](#) [お問い合わせ](#) [リンク](#)

### 事業概要

[ホーム](#) > [事業概要](#)

#### 理事長あいさつ

小児期の疾患を乗り越えて成人期をむかえた方たちが、社会的に自立していくためには多くのハードルがあります。それは、病気の重症度や、治療の内容、合併症、後遺症などの状況や、生活歴、教育歴などによって大きく左右され、多種多様な問題点を抱えているため、実際にはそれぞれ個々にあった支援が必要です。

社会的に自立できるように、みんなでサポートしていきたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

檜垣高史 (ひがき たかし)

愛媛大学大学院医学系研究科 地域小児・周産期学  
講座

教授 (小児科/小児循環器)



移行期・成人先天性心疾患センター センター長  
認定NPO法人ラ・ファミリエ 理事長

## 事業概要

### はじめに

先天性疾患児者をはじめ病気のある子どもを取り巻く環境は医療の発展と共に大きく変化しており、10年前では出生の際に助からなかった命が助かるようになりました。これらの病気のある子どもたちが幼児期、小児期、思春期を経て、大人となる患者が着実に増えています。ですが、その反面、病気の子もたちは幼児期、児童期、青年期の心理発達上の課題に対して、様々な困難があります。

先天性疾患児者は生活上の規制はあるものの一般就労ができる者、就労したいが通院等の条件が合わず求職中の者、短時間の非正規雇用もしくは福祉的就労ができる者、さらに就労は難しいが、社会的に自立することができる者、こうした自立が叶わない者等、様々な生活状況です。また就労が叶っても通院や生活上の規制について同僚に話すことができず、無理をして体調を崩し退職せざるを得なくなる者もいます。こうした現状を踏まえ、本人の健康状態に応じて、希望する生活を実現し、就労のみならず社会の中で役割をもって生活していくことを可能にする支援が求められています。

### 令和2年度事業の目的

そこで、先天性心疾患児者の社会的自立に向けた実態・ニーズを把握し、先天性心疾患児者が社会の中で主体的に役割を果たし、自分の望む生活を可能にするための発達支援と、それを可能にする医療・福祉・教育等の関係者、関係諸機関のネットワークを構築します。その結果を基に、各地で取り組み可能な支援事例を公表し、日本中どこにいても、その人が生活している地域で、先天性心疾患児者の社会的自立を促す発達支援のネットワーク作りに貢献していくことを目的として、1年間取り組みをしてまいりました。将来的にはこのネットワークが病気と発達障害とがある児者の発達支援に資することも念頭において、事業を進めてきました。

## 4つの柱立て

本事業は、4つの柱立てを主として取り組みました。

- ① 「社会的自立が困難な先天性心疾患児者の発達支援ネットワーク形成事業」
- ② 「協議会の設立」  
愛媛県内にて先天性心疾患児者の社会的自立に向けた状況の理解と支援ネットワークを形成しました。
- ③ 「当事者交流会」  
先天性心疾患児者のピア活動の推進のため、交流会を開催しました。
- ④ 「シンポジウムの開催」  
先天性心疾患児者の社会的自立に向けた状況の理解啓発のために、シンポジウムを開催しました。

本事業における「成果報告書」を以下のリンクからご確認いただけます。

[成果報告書](#)



[戻る](#)

[| ホーム |](#) [事業概要 |](#) [活動報告 |](#) [アクセス |](#) [お問い合わせ |](#) [リンク |](#)

認定NPO法人 ラ・ファミリエ 〒790-0813 愛媛県松山市萱町4丁目7-2 カネ宮ビル1階

Copyright © 2015 – 2022 NPO La famille

(様式3)

# 支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和 4年 3月 31日	整理番号	6
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	愛媛県防衛協会 年会費 (令和3年度分)		
金 額	10,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			

領収書その他証拠書類の添付欄

支払年月日

令和 3年 6月 14日

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

## 振 込 金 受 取 書 (兼手数料)

令和 3年 6月 14日	
金 額	百万 千 円 ¥ 100000
先方銀行	
お預金種目	普通預金
お受取人 おなまえ	愛媛県防衛協会 様
ご依頼人	角田 敏郎 様
[備考]	手数料

上記の金額正に受け取りました。

(取扱店)

3. 6. 14  
時 銀行  
店

(取扱店→ご依頼人)

収 入  
印 紙

物品を購入した場合は  
完了日になります。

※ 債務確定日とは、  
購入日、サービス

全国防衛協会連合会のホームページ



全国防衛協会連合会  
All Japan Defense Association

お問い合わせはこちら  
TEL.03-5579-8348

トップページ

協会紹介

会報記事紹介

誌上募集

協会概要・協会の目的と事業等

各県協会HP等リンク

各協会活動記事等

女性部会

青年部会

防衛省・自衛隊等HPリンク

防衛省・自衛隊イベント

会報広告協賛企業等

入会のご案内

お知らせ



日利国憲法と自衛隊



↑上記【日本国憲法と自衛隊】は  
1冊200円(税込)で販売しています。  
お問い合わせは、こちら  
TEL: 03-5579-8348

# 規約

※令和3年6月10日付の改正部分は、赤字で表記

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、全国防衛協会連合会という。

(事 務 所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。必要があるばあいは、理事会の議を経て従たる事務所を所定の地におくことができる。

(目 的)

第3条 本会は、防衛意識の高揚を図り、防衛基盤の育成強化に寄与するとともに、自衛隊の活動を支援・協力することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 防衛問題に関する調査研究及び提言・要望
- (2) 各協会の活動状況等についての情報交換
- (3) 防衛講演会・研修会等の開催
- (4) 機関紙・防衛関係資料等の作成・配布
- (5) 自衛隊の主要な行事等に対する支援協力
- (6) 内外友好団体との連絡交流
- (7) その他本会の目的達成に必要な事業

## 第2章 会 員

(種 別)

第5条 本会の会員は次の三種とする。

- (1) 正 会 員 都道府県防衛協会・自衛隊協会の等（以下、「協会」）
  - (2) 推薦会員 会長の推薦する有識者
  - (3) 特別会員 本会の活動を支援するために入会した法人・団体及び個人
- 2 正会員を別表のとおり8地域に区分する。

(会 費)

第6条 会員（推薦会員を除く）は、総会において別に定める会費を納入するものとする。

(入 会)

第7条 会員（推薦会員を除く）にならうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

- 2 正会員及び特別会員（個人を除く）は、入会と同時にその代表を届け出るものとする。
- 3 会員代表に変更があったときは、その都度新代表者を届け出るものとする。

(退 会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

(除 名)

第9条 本会の名誉を傷つけ、または規約その他の規則に反する行為があった会員は、理事会の議決を経て除名することができる。

(提出金品の不返還)

第10条 既に納入した会費その他の提出金品は返還しない。



【ご協力・協賛】

**RICOH**  
imagine. change.



全国防衛協会連合会では、当協会の活動の趣旨にご協力・賛同いただける企業様・事業者様を対象に、当協会ホームページのトップページへの「ナー広告掲載」を募集しています。ホームページをお持ちの企業や事業者の皆様、PRやイメージアップのため、ぜひご検討ください。

また、4半期に1回発行の会報紙「防衛協会報」への広告掲載も募集しております。

詳細は、全国防衛協会連合会事務局にお問い合わせください。  
☎03-5579-8348

2022年4月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

### 第3章 役員

(種別)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名(地域の代表8名以内を含む)
- (3) 理事長 1名
- (4) 理事 100名以内(会長・副会長・理事長・常任理事を含む。)
- (5) 常任理事 若干名(地域の代表8名以内を含む)
- (6) 監事 2名

2 理事は、正会員を代表する正会員理事、推薦会員・特別会員を代表する推薦理事とする。

(選任)

第12条 役員は、理事の互選により推薦し、総会において選任する。

2 正会員理事が、会長、副会長、理事長、常任理事、又は監事に選任された場合は、当該正会員は新たに正会員理事を推薦することができる。

3 推薦理事は、正会員理事数を超えない範囲で、在任理事からの同意を受け、会長が推薦する。

4 監事は、会員から選出し、理事を兼ねることはできない。

(職務)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、あらかじめ定められた順序でその職務を代行する。

3 理事長は、会長の指示を受け、会務を執行し、運営する。

4 理事は、理事会において会務を審議する。

4 常任理事は、理事会付議事項を審議し、理事長の指示を受け、会務を執行する。

5 理事は理事会において会務を審議し、本会業務の遂行を図る。

6 監事は、本会資産会計及び会務の執行状況を監査し報告する。

(任期)

第14条 役員は任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 役員が欠けた場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(解任)

第15条 役員で心身の故障により職務の執行に堪えないとき、または役員たるにふさわしくない行為があったときは、任期中であっても総会の決議により解任することができる。

(報酬等)

第16条 役員は無報酬とする。

### 第4章 名誉会長・顧問等

(名誉会長・特別顧問・相談役・顧問・参与)

第17条 本会に本会に名誉会長・特別顧問・相談役・顧問及び参与を置くことができる。

2 名誉会長・特別顧問は総会において推薦する。

3 相談役・顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が受嘱する。

4 相談役・顧問は、会長の諮問、相談に応ずる。

5 参与は本会の事業に協力する。

### 第5章 会議

(種別)

第18条 会議は、総会・評議員会・理事会・常任理事会とし、総会は定期総会及び臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、会長、副会長及び正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 常任理事会は、理事長及び常任理事をもって構成する。

(機能)

第20条 総会は、この規約で規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業報告及び収支報告の承認
- (3) その他本会の運営に関する重要な事項

2 理事会はこの規約で別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会で議決された事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 会長が付議した事項

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事。

3 常任理事会は次の事項を議決する。

- (1) 総会又は理事会で議決された事項の執行に関する事。
- (2) 理事会に付議すべき事項
- (3) 理事員が付議した事項

(招 集)

第21条 定期総会は、毎年1回会長が招集する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、または正会員の5分の1以上、もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき会長が招集する。
- 3 理事会は、必要あるときは会長が招集する。
- 4 会議の招集は会議の10日前までに会議に付すべき事項・日時及び場所を示した文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第22条 総会の議長は、出席会員の互選により選出する。

2 理事会の議長は、会長または副会長若しくは理事長がこれに当たる。

(定 足 数)

第23条 総会及びその他の会議は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会議に出席できない者は、書面をもって表決し、または他の者を代理人を出席させることができ、代理人の発言や決議は構成員のそれと見做す。この場合、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議 決)

第24条 会議の議事は、出席者の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議 事 録)

第25条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
  - (2) 会員・理事及び評議員の現在数
  - (3) 会議出席者の数
  - (4) 議決事項
  - (5) 議事の経緯・要領及び発言者の発言要旨
- 2 議事録には、議長及び出席者の中から、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名するものとする。

## 第6章 女性部会及び青年部会

第25条の2 本会に女性部会及び青年部会を置く

- 2 女性部会及び青年部会に、それぞれ部会長1名をおくほか、副部会長等必要な役員をおくことができる。
- 3 女性部会及び青年部会に関する必要な事項は、理事会の議決を得て別に定める。

## 第7章 事務局

(事務局)

第26条 本会に、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局に関する規定は、理事会の承認を得て、会長が別に定める

## 第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第27条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 財産目録記載の財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第28条 本会の資産は会長が管理し、その方法は理事会において定める。

(経費の支弁)

第29条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

## (予算及び決算)

第30条 本会の歳入歳出予算は、会計年度毎に総会の議決を経て定める。

2 本会の収支決算は、年度終了後3ヶ月以内にその財産目録とともに監事の監査を経た後、総会の承認を得なければならない。

3 会計年度開始前に収支予算が成立しないときは、これが成立するまでの間、必要最小限の範囲において前年度の予算に準じて執行することができる。

4 前項の収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。

## (特別会計)

第31条 特に必要があるときは、特別会計を設けることができる。

2 特別会計は、前条の予算及び決算に計上しなければならない。

## (会計年度)

第32条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第9章 規約の変更及び解散

## (規約の変更)

第33条 この規約は、総会において正会員の4分の3以上の同意を得なければ改正することができない。

## (解散及び残余財産の処分)

第34条 本会は、総会において正会員の4分の3以上の同意があったとき解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て類似の目的をもつ他の公益法人またはこれに準じる団体に寄付する。

## 第10章 雑 則

## (委 任)

この規則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める

## 付則(抄)

この改正規約は、平成13年6月15日から施行する。

この改正は、平成22年6月14日から施行する。 ※改正箇所:特別顧問に関する規定追加

この改正規約は、令和3年6月10日から施行する。

※改正箇所:全国を8地域に区分。評議員・評議員会を廃止。

## 別表(第5条2項:正会員の地域区分)



防衛協会・自衛隊協力会	地域	防衛協会・自衛隊協力会	地域
北海道自衛隊協力会連合会	北海道	滋賀県防衛協会	近畿
青森県防衛協会	東北	京都府防衛協会	
自衛隊協力会岩手県連合会		大阪防衛協会	
秋田県防衛協会		兵庫県防衛協会	
宮城県防衛協会		奈良県防衛協会	
山形県防衛協会		和歌山県防衛協会	
福岡県自衛隊協力会連合会		東部	鳥取県防衛協会
新潟県自衛隊協力会	島根県防衛協会		
栃木県防衛協会	岡山県防衛協会		
茨城県防衛協会	広島県防衛協会		
群馬県防衛協会	山口県防衛協会		四国
長野県防衛協会	香川県防衛協会		
埼玉県防衛協会	徳島県防衛協会		
千葉県自衛隊協力会連合会	愛媛県防衛協会		
東京都防衛協会	高知県防衛協会		九州・沖縄
神奈川県防衛協会	福岡県自衛隊協力会連絡協議会		
山梨県自衛隊協力会連合会	佐賀県防衛協会		
静岡県防衛協会	長崎県防衛協会		
富山県自衛協会	大分県防衛協会		
石川県防衛協会	熊本県防衛協会		
福井県防衛協会	宮崎県防衛協会		
岐阜県防衛協会	鹿児島県防衛協会		
中部自衛隊協力会	沖縄県防衛協会		
三重県防衛協会連合会			

[トップページ](#) | [協会紹介](#) | [会報誌/広報](#) | [講師派遣](#) | [協会概要](#)・[協会の目的と事業](#) | [各県協会HP/リンク](#) | [各協会活動/行事](#) | [女性部会](#) | [青年部会](#) | [防衛省・自衛隊HP/リンク](#) | [防衛省・自衛隊イベント](#) | [全報広告/協賛企業](#) | [入金のご案内](#) | [お知らせ](#) | [個人情報保護方針](#) | [サイトポリシー](#) | [サイトマップ](#)

[個人情報保護方針](#) | [サイトポリシー](#) | [サイトマップ](#)

## 全国防衛協会連合会

〒160-0844 東京都新宿区新宿八丁目13番地 東京防衛協会館9階 TEL: 03-5579-8348 FAX: 03-5579-8349 e-mail: jim@ajda.jp

Copyright © 全国防衛協会連合会 All Rights Reserved.



(様式3)

## 支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和 3年 9月 30日	整理番号	7
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	<u>研修費</u> 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	松山市議会観光振興議員連盟 年会費 (上半期)		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和 3年 6月 23日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
<p>領 収 書</p> <p>令和3年6月23日</p> <p>角 田 敏 郎 様</p> <p>下記の金額を領収いたしました。</p> <p><u>金額 3,000円 也</u></p> <p>但し、令和3年度松山市議会観光振興議員連盟年会費上半期分として</p> <p>松山市議会観光振興議員連盟 会 長 若 江 連</p>			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

## 松山市議会観光振興議員連盟規約

## (名 称)

第1条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

## (目 的)

第2条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

## (事 業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) 観光物産展などの各種観光イベントへの支援及び協力
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

## (組 織)

第4条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

## (役 員)

第5条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

## (役員を選任)

第6条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

## (役員任期)

第7条 役員任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

## (役員職務)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代

行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

(様式3)

## 支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和 4年 3月 31日	整理番号	8
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 広聴費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	愛媛拉致議連・市町議会議員会費 年会費 (令和3年度分)		
金 額	1, 200 円	按分率	100 %
特記事項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和 3年 9月 13日	

## 領 収 書

金 1, 200 円也

但し、愛媛拉致議連・市町議会議員会費として  
上記のとおり領収しました。

令和3年9月13日

松山市議会議員  
角 田 敏 郎 様

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を  
究明する地方議員連絡会 (愛媛拉致議連)  
会 長 森 高 康 行

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する  
地方議員連絡会 規約

(目的)

第1条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相究明を求め、拉致疑惑にある県人の救出を支援することを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する地方議員連絡会（略称：愛媛拉致議連）と称し、事務局を県議事堂内に置く。

(構成)

第3条 本会は、愛媛県議会議員及び県内市町議会議員等の有志をもって構成する。

(活動)

第4条 本会の活動は次のとおりとする。

- (1) 総会及び役員会の開催
- (2) 拉致疑惑にある県人の救出を支援する活動への参加
- (3) 関係機関・組織との意見交換会及び学習会
- (4) 県内外の現地調査
- (5) 関係情報の収集
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(機関)

第5条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会及び臨時総会
- (2) 役員会

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
幹事	若干名
相談役・顧問	若干名
事務局長	1名
監事	2名

(役員を選任及び任期)

第7条 本会の役員は総会において選任し、その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第8条 本会の総会及び役員会は、会長が招集し、必要に応じて開催する。

(経費)

第9条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は、県議 月額 1,000 円とし、その他の会員は月額 100 円とする。

3 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この規約にない事項は、役員会に諮って定めるものとする。

附 則

本規約は、平成15年3月7日から施行する。

附 則

本規約は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成18年3月6日から施行する。

附 則

本規約は、平成19年6月19日から施行する。

(様式3)

## 支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和 4年 3月 31日	整理番号	9																																																					
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費																																																				
使途及び内容等	愛媛県隊友会 年会費 (令和3年度分)																																																							
金 額	10,000 円	按分率	100 %																																																					
特記事項																																																								
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和 3年 10月 8日																																																						
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。																																																								
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p style="text-align: center;"><b>ご 利 用 控</b></p><table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td>1.取引内容</td><td>借付番号</td><td>取引番号</td><td>ご利用年月日</td></tr><tr><td>振込</td><td>60</td><td>131</td><td>20211008</td></tr><tr><td>取引店番号</td><td>銀行番号</td><td>口座番号</td><td></td></tr><tr><td>814</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>お取引金額</td><td colspan="3">お取引金額</td></tr><tr><td></td><td colspan="3">¥10,000</td></tr><tr><td>テスクリヨク</td><td colspan="3">お取引後残高</td></tr><tr><td>¥0</td><td colspan="3">*****</td></tr><tr><td>(04150)</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td colspan="4">ご依頼人カクタ トシロウ</td></tr><tr><td colspan="4">お振込先</td></tr><tr><td colspan="4">普通</td></tr><tr><td colspan="4">お受取人エヒメケンタイユウカイ</td></tr></table><p style="text-align: center;">いつもご利用いただきありがとうございます。</p><p style="text-align: center;"><b>伊予銀行</b></p><p style="text-align: right; font-size: small;">印紙控申請 印紙 100円 税務課 2021</p></div>					1.取引内容	借付番号	取引番号	ご利用年月日	振込	60	131	20211008	取引店番号	銀行番号	口座番号		814				お取引金額	お取引金額				¥10,000			テスクリヨク	お取引後残高			¥0	*****			(04150)				ご依頼人カクタ トシロウ				お振込先				普通				お受取人エヒメケンタイユウカイ			
1.取引内容	借付番号	取引番号	ご利用年月日																																																					
振込	60	131	20211008																																																					
取引店番号	銀行番号	口座番号																																																						
814																																																								
お取引金額	お取引金額																																																							
	¥10,000																																																							
テスクリヨク	お取引後残高																																																							
¥0	*****																																																							
(04150)																																																								
ご依頼人カクタ トシロウ																																																								
お振込先																																																								
普通																																																								
お受取人エヒメケンタイユウカイ																																																								

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。



隊友会の紹介

隊友会とは

自衛隊退職者が同志的結合により、全国的に組織した団体で、これに現職自衛が賛助会員として、更に会の趣旨に賛同される方々が特別会員として加わり、昭和35年12月社団法人「隊友会」として設立されました。同時に発足した愛媛県隊友会は県内の自治体、政財界を始め県民各位の深いご理解とご支援を頂きながら「地域に貢献する隊友会」「県民と自衛隊のかけ橋」として幅広い活動を積極的に推進しています。

公益社団法人隊友会（たいゆうかい）は、自衛隊退職者を中心として活動する公益社団法人。以前は防衛省所管の社団法人だったが、公益法人制度改革に伴い、2011年4月1日より公益社団法人となる。

目的

本会は、国民と自衛隊とのかけ橋として相互の理解を深めるとともに、防衛意識の普及高揚に努め、国の防衛及び防災施策、慰霊顕彰事業並びに地域社会の健全な発展に貢献することにより、我が国の平和と安全に寄与し、併せて自衛隊退職者等の福祉を増進することを目的とする。

主たる事業

- 1 防衛及び防災関連施策等に対する各種協力
- 2 安全保障特に防衛に関する調査研究及び施策提言
- 3 自衛隊諸業務に対する各種協力
- 4 隊友紙及び安全保障特に防衛関連書籍の発行
- 5 予備自衛官等に関する支援
- 6 殉職自衛隊員及び戦没者等の慰霊顕彰に関すること
- 7 殉職自衛隊員の遺族に対する支援
- 8 地域社会の健全な発展に寄与すること
- 9 会員の福利厚生、相互扶助及び親睦に関すること

会 員

1 正会員

- ア 警察予備隊、海上警備隊、警備隊、保安隊及び自衛隊に在職して正常に退職し、本会の趣旨に賛同した者
- イ 予備自衛官補として採用され、現に予備自衛官補、予備自衛官又は即応予備自衛官として在職する者で、本会の趣旨に賛同した者

2 特別会員

- 前号以外で本会の趣旨に賛同した個人又は法人その他の団体
- ア 個人特別会員（家族）・・・正会員の家族又は遺族
- イ 個人特別会員（一般）・・・前号以外の者
- ウ 個人特別会員（青年部）・・・前イのうち40歳未満の者
- エ 法人特別会員・・・法人その他の団体

3 名誉会員

本会に対して多大の功績があり、隊友会総会で承認した者

会 費

次のとおり、「終身会員制の廃止に伴う会則の改正」により、平成29年4月1日より施行されました。

正会員

- ア 年額3千円とする。
- イ 希望する者は、希望するときに10年、15年、20年のいずれかの期間を選択し、その期間の年会費を一括前納することができる。一括前納する場合は、前納期間にかかわらず、前納期間の会費総額の10%を割引した会費を納めるものとする。
- ウ 一括前納期間中に年会費の変更があった場合、一括前納期間中は、その差額を徴収又は返納しないものとする。
- エ 公益社団法人隊友会規則第1号「会員規則」の一部改正の施行日（平成29年4月1日）の前日現在において、既に年会費の10年分を1回で前納した者は、終身その会費を免除するものとする。

特別会員

- ア 個人特別会員（家族）は、年額1千円とする。
- イ 個人特別会員（一般）は、年額10万円、10口以内とする。

- ウ 個人特別会員（青年部）は、年額5千円とする。
- エ 法人特別会員は、年額1口1万円、10口以内とする。

※ ご参考に、隊友会「会員規則」一部改正の主旨は、隊友会ホームページに「新たな会員制度への移行」で掲載されています。下記青色の「新たな会員制度への移行」をクリックして下さい。該当ページが開きますのでご覧いただけます。

[新たな会員制度への移行](#)

#### 入会の案内

正会員・特別会員のご入会をお待ちしております。会員として入会しようとする者は、**名誉会員を除き別に定める入会申込書を提出しなければならない。**

下記まで、ご連絡いただければ直ちに「入会申込書」をお送り致します。

〒790-0801

愛媛県松山市歩行町一丁目2-4 安部ビル402

愛媛県隊友会

TEL&FAX : 089-933-1605

(様式3)

## 支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和 4年 3月 31日	整理番号	10
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	松山市議会観光振興議員連盟 年会費(下半期)		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和 3年 12月 3日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

### 領 収 書

令和3年12月3日

角 田 敏 郎 様

下記の金額を領収いたしました。

金額 3,000円 也

但し、令和3年度松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分として

松山市議会観光振興議員連盟

会 長 若 江 進

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

## 松山市議会観光振興議員連盟規約

## (名 称)

第1条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

## (目 的)

第2条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

## (事 業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) 観光物産展などの各種観光イベントへの支援及び協力
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

## (組 織)

第4条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

## (役 員)

第5条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

## (役員を選任)

第6条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

## (役員任期)

第7条 役員任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

## (役員任務)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代

行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

(様式3)

# 支出伝票

債務確定日(※)	令和 4年 3月 31日	整理番号	11
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費
使 途 及 び 内 容 等	松山市明るい社会づくり推進協議会 年会費 (令和3年度分)		
金 額	10,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			

領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和 4年 3月 27日
----------------	-------	--------------

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 証 角田敏郎 様 No. \_\_\_\_\_

★ ￥10,000  
 但 令和3年度会費として  
 令和4年 3月27日 上記正に領収いたしました

収 入 印 紙	内訳	税率	金額(税抜・税込)
		%	消費税額等
		税率	金額(税抜・税込)
		%	消費税額等

コクヨ ウケ-1097

〒790-8011  
 松山市吉原3丁目10-37  
 松山市明るい社会づくり  
 推進協議会  
 TEL (089) 924-6400

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

特定非営利活動法人 **明るい社会づくり運動** [明社について](#) [私たちの活動](#) [明社レンジャー](#) [動画一覧](#) [各地の活動](#) [みんなの活動フォト](#) [サポ](#)

[明社について](#) [組織概要](#)

## 組織概要

NPO corporation profile

### 特定非営利活動法人 明るい社会づくり運動 組織概要・主な事業活動

- 1969年に庭野日歌師により提唱され、同年1969年4月に初めての地区推進大会が香川県高松市で開催された。
- 1980年に任意団体として「明るい社会づくり運動 全国協議会」が発足。
- 2001年に内閣府認証の「特定非営利活動法人 明るい社会づくり運動」が成立。
- 2007年より現在の東京都認証の特定非営利活動法人となる。

所在地	〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町2-25-3 普門プラザ日本橋浜町ビル8階 TEL：03-5962-3527（平日9時～16時）／FAX：03-5962-3528
顧問	砂川敏文 前帯広市長、帯広明るい社会づくり運動顧問
代表理事	秋葉忠利 前広島市長、ヒロシマ・ピース・オフィス代表
理事	織笠英二 公益社団法人日本駆け込み寺仙台支部「仙台駆け込み寺」支部長 澤田章好 立正佼成会理事・総務部長 露田啓二 明るい社会づくり運動山梨県協議会代表役員、山梨県宗教懇話会事務局長兼「じべた」編集長 藤川智美 明るい社会づくり運動岩手県推進連絡協議会会長、明るい社会づくり運動もりおか会長 村上哲也 NPO法人明るい社会づくり運動ひょうご理事兼事務局長 原 良次 特定非営利活動法人明るい社会づくり運動事務局長 秀嶋賢人 NPO法人Social Net Project MOVE理事長 井上達也 明るい社会づくり運動山形県地区推進協議会会長 長町孝子 明るい社会づくり運動嶺南協議会事務局長 佐伯雅子 NPO法人フードバンクとくしま理事兼事務局長
監事	大石雅也 税理士、大石雅也税理士事務所所長 佐藤武男 元三菱UFJ銀行外為事務部長
主な事業活動	啓発・普及運動事業（講演会、シンポジウム、全国集会等） ネットワーク推進事業（全国都道府県・各地区の明るい社会づくり運動との会議、相談サービス等） 広報事業（機関誌の発行、「耀！連隊 明社レンジャー」活動） 諸団体との交流・協力活動（勉強会への参加等） 災害支援事業（震災地への支援）

#### 設立の経緯

「明るい社会づくり運動」は提唱者の庭野日歌師の「自らの生き方を正し、社会を明るくしようという志を同じくし、「社会の一隅を照らす人」を一人でも多くつくりたい」という理念のもとに、「全人類が人間本来の姿にかえり、本質的に目ざめる」ことを究極の目的として始まった運動です。この呼びかけに賛同する人々が、地域から「悪意の心を呼び起こし、真の人間性を開発していこうと、奉仕活動、社会活動、平和活動等の活動も始まり、その輪が全国に広がっていき、その輪が広がる明るい社会づくり運動です。

これまで培ってきた諸団体や行政との協力関係をさらに推し進め、社会の諸問題に対して一層、真剣に取り組んでいかなければなりません。この運動の精神を永年にわたって維持存続させ、地域での実践を通してそれを世界に発信し続けていく試みが重要になります。こうした取り組みに向けての確固とした基盤づくりと、この運動を将来にわたって社会的に責任のあるものにしていく必要から、私たちはこの運動の推進組織を法人化するに至ったのです。(設立趣意書より抜粋)

いいね！ 29 シェア

[アクセス](#) [投稿する](#) [機関誌・メルマガ](#) [サイトマップ](#) [個人情報保護方針](#)

特定非営利活動法人

### 明るい社会づくり運動

〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町2-25-3 普門プラザ日本橋浜町ビル8階  
 TEL : 03-5962-3527 FAX : 03-5962-3528

©2018 AKARUI SHAKAI DUKURI UNDOU. All Rights Reserved.



令和3年度 科目別集計表

科目名				
広報費				
日付	内容	支出金額	備考	整理番号
3/31	市政報告・封筒印刷費(クボタ印刷)	232,100 円	100%	12
3/31	市政報告 発送費(タウンネット)	230,346 円	100%	13
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合計		462,446 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

# 支出伝票

債務確定日(※)	令和 4年 3月 31日	整理番号	12	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	市政報告・封筒印刷費			
金 額	232,100 円	按分率	100 %	
特 記 事 項	クボタ印刷株式会社			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和 4年 3月 31日		

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

◎金額を訂正したものの社印並に扱者印なきもの 及び複写に非ざるものは無効とします	2022年 5月 31日	領 収 証		No 007140	
	用 田 敏 郎 様	確認印			
	金 額	232,100	千 円		左記金額を内訳書の通り領収しました
	但し 市政報告・封筒印刷費				
扱者印	内 印刷物代金		円		
	内 消費税額		円		松山市福音寺町579-6 電話松山 (089)998-7771代

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

# 請求書

令和 4年 3月 31日

角田敏郎 様

下記の通りご請求申し上げます

¥232,100

Kクボタ印刷 株式会社

〒790-0921 松山市福音寺町5-7

代表取締役 井手 健

電話松山 (089)998-7771(代)

取引銀行

当座番号

品 名	規格	数 量	単 価	金 額	備 考
長3封筒(事務所)		6,000	16.00	96,000	
市政報告		7,000	16.43	115,000	
小計				211,000	
消費税				21,100	
合 計				232,100	

(様式3)

## 支出伝票

債務確定日(※)	令和 4年 3月 31日	整理番号	13	
科目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
用途及び内容等	長3封筒・市政報告 発送費			
金額	230,346	円	按分率	100 %
特記事項	タウネット株式会社			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和 4年 3月 31日		

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 証

角田 敏郎 様 No. \_\_\_\_\_

★

但

¥230,346  
3月分 DM 配送料  
2022年 3月 31日 上記正に領収いたしました

内 訳

現金

税抜金額

消費税額等( % )



200円

有限会社 タウネット 松山  
〒791-2111 愛媛県伊予郡砥部町入新116-1  
TEL (089) 997-7800  
FAX (089) 997-7080

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

